

次の1から5までのいずれかに該当する人

※()には身体障がい者手帳の障がい名を記載していますが、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。

1 障がいの重複 次の①～⑦に規定する身体の機能の障がい、もしくは病状または精神の障がいがある人

- ① ・視力の良いほうの眼の視力が0.03以下の人
 - ・視力の良いほうの眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下の人
 - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下の人
 - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20度以下の人
(視覚障がい2級以上)
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の人(聴覚障がい2級以上)
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいを有する人または両上肢の全ての指を欠く方もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する人(両上肢障がい2級以上)
- ④ 両下肢の機能に著しい障がいを有する人または両下肢を足関節以上で欠く人(両下肢障がい2級以上)
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいを有する人(体幹障がい2級以上)
- ⑥ 身体の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることが不能な程度の人(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液等の障がいで安静度2度《終日横になっている状態》以上)
※内部障がい(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液等の障がい)が重複している場合はここでいう「障がいの重複」ではなく、一つの障がいとなる。
- ⑦ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の人(「日常生活能力判定表」の合計が10点以上)

◎日常生活能力判定表

動作および行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
排便(月経の始末)	ひとりのできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない
簡単な買い物	ひとりのできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物や火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

2 障がいの三重複 上記「1 障がいの重複①～⑦」までに規定する身体の機能の

障がいもしくは病状または精神の障がいがある人が1つあり、かつそれ以外の下記(1)～(11)の障がいがある人が2つ以上あり、合わせて3つ以上の障がいがある人

- (1) ・視力の良いほうの眼の視力が0.07以下の人
 - ・視力の良いほうの眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下の人
 - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下の人
 - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40度以下の人
(視覚障がい3級以上)
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上の人(聴覚障がい3級)
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有する人(平衡機能障がい3級)
- (4) そしゃく機能を失った方(そしゃく機能障がい3級)
- (5) 音声又は言語機能を失った方(音声または言語機能障害3級)
- (6) 両上肢のおや指および人さし指の機能を全廃した人または両上肢のおや指および人さし指を欠く人(両上肢障がい3級)
- (7) 一上肢の機能に著しい障がいがある人(一上肢機能障がい2級)または一上肢のすべての指を欠く方(一上肢機能障がい3級)もしくは一上肢のすべての指の機能を全廃した人(一上肢機能障がい3級)
- (8) 一下肢の機能を全廃した人または一下肢を大腿の2分の1以上で欠く人(一下肢機能障がい3級)
- (9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがある人
(体幹機能障がい3級)
- (10) 身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が(1)～(9)と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の人(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓等障がい1級程度)
- (11) 精神の障がいであって、(1)～(10)と同程度以上と認められる程度の方で「日常生活能力判定表」の合計が8点以上

3 単一の障がい 上記「1 障がいの重複③～⑤」のいずれか1つの障がいがある人、それが特に重度であるため、「日常生活動作評価表」の合計が10点以上の人

◎日常生活動作評価表

日常生活動作	評価
1. タオルを絞る(水を切れる程度)	ひとりでできる 0点
2. とじひもを結ぶ	ひとりでできてもうまくできない 1点
4. かぶりシャツを着て脱ぐ	ひとりでは全くできない 2点
5. ワイシャツのボタンをとめる	
6. 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	※両上肢機能の障がいなく、一上肢機能の障がいのある人は、左の日常生活動作1と2の項目の評価は2分の1としてカウントする
7. 片足で立つ	
8. 階段の昇降	

- 4 単一の障がい 特に重度のい内部障がい(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓等の障がい)があり、その状態が安静度1(絶対安静)の人
※安静度1(絶対安静) 何もしないで静かに寝ている状態 読書・テレビも禁止の状況
- 5 単一の障がい 特に重度の精神の障がいを有する人で、日常生活能力の評価が極めて重度と認められる人(「日常生活能力判定表」の合計が14点以上)
※精神障がいには「高度の認知障がい」つまり認知症が含まれます。